

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）「契約書別紙（兼重要事項説明書）」

ご契約者（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 琉球キリスト教奉仕団
主たる事業所の所在地	〒901-2301 北中城村字島袋 1320 番地
代表者（職名・氏名）	理事長 浜端 宏次
設 立 年 月 日	昭和 38 年 7 月 31 日
電 話 番 号	098-933-1166

2 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	愛の村デイサービスセンター	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒901-2301 北中城村字島袋 1320 番地	
電 話 番 号	098-930-4308	
指定年月日・事業所番号	平成 27 年 4 月 1 日	4772500015
実施単位・利用定員	1 単位	定員 30 名
通常の事業の実施地域	北中城村、沖縄市、北谷町	

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、また要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（愛の村デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状

態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5 営業日時

営業日	月曜日から金曜日（ただし、土・日曜日と1月1日から1月3日を除く）
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
営業時間	午前9時30分から午後5時30分まで

6 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤2人（介護職兼務1人）
看護職員	常勤1人
介護職員	常勤5人（相談員兼務1人）
機能訓練指導員	常勤1人

7 サービス提供の責任者

ご契約者へのサービス提供担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。
サービスの利用にあたって、ご不明な点やご要望などがありましたら、お申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 仲宗根 美由紀
管理責任者の氏名	管理者 知念 良和

8 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号通所事業（介護予防通所訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
事業対象者 要支援1	16,720円（1月につき）	1,672円	3,344円
事業対象者 要支援2	34,280円（1月につき）	3,428円	6,856円
事業対象者 要支援1	3,840円（1回につき） （1月内に全部で4回までのサービス）	384円	768円
事業対象者 要支援2	3,950円（1回につき） （1月内に全部で5回～8回までのサービス）	395円	790円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせいたします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額		
		基本利用料	利用者負担 （１割）	利用者負担 （２割）
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練を行った場合	2, 250円	225円	450円
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合	2, 000円	200円	400円
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）ロ※	別に厚生労働大臣 が定める基準に適 合している場合	事業対象者・要支援１	720円	72円
		事業対象者・要支援２	1, 440円	144円
介護職員処遇改善 加算Ⅰ（5.9%）※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	介護職員等特定処遇 改善加算Ⅱ（1.0%）※	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ） （Ⅲ）を算定している。	

（注１） ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（注２）

（２） その他費用

食 費	1回につき390円
おやつ代	1回につき60円
朝食代	1回につき50円
洗濯代	1回につき100円
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（３） キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

また、介護予防通所介護相当サービスで、利用料が月単位の定額の場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	不 要
利用予定日の当日	10時以降の場合は食費及びおやつ代を請求

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)の利用料(利用者負担金の金額)は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払要件等
口座引き落とし	① 琉球銀行を指定：サービスを利用した月の翌月の25日 ② 琉球銀行以外を指定：サービスを利用した月の翌月27日 ※いずれも祝休日の場合は直後の平日に、指定する口座より引き落とします。 なお領収書は次月請求書に同封いたします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月末日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。なお領収書は次月請求書に同封いたします。 ※指定口座：琉球銀行 諸見支店 普通預金 口座番号 233-329
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の平日営業日)までに、現金でお支払いください。領収書は即日、交付いたします。

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに「緊急事態(病状急変時等)」に対応するための連絡カード」に沿って、必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに「事故発生時対応マニュアル」に沿って対応し、必要な措置を講じます。

11 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 098-930-4308 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し出ることができます。

苦情受付機関	北中城村役場 健康福祉課	電話番号 098-935-2233
	沖縄県介護保険広域連合	電話番号 098-911-7502
	沖縄市役所 高齢福祉課	電話番号 098-939-1212
	沖縄県国民健康保険団体連合会	電話番号 098-863-2321

12 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。

- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)で契約した日を、自費利用において契約した日に振替をすることはできない。

13 (非常災害対策)

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

14 (業務継続計画)

事業所は、従事者に対し、業務継続計画(BCP)について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、非常時の体制下での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画(BCP)の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

15 (サービス利用に当たっての留意事項)

従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- (2) 従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。また、気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

16 (虐待防止のための措置に関する事項)

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 委員会を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 事業者住所：北中城村字島袋 1320 番地
事業者(法人)名：社会福祉法人 琉球キリスト教奉仕団
代表者職・氏名：理事長 浜端 宏次 ㊟
説明者職・氏名： ㊟

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名 ㊟

署名代行者（又は法定代理人）
住所
本人との続柄
氏名 ㊟

立会人 住所

氏名 ㊟